

令和元年六月十八日提出  
質問第二五〇号

農林水産省「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」内の「主な論点等」で  
示された所見に関する質問主意書

提出者 緑川貴士

農林水産省「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」内の「主な論点等」で

示された所見に関する質問主意書

農林水産省が今年三月二十九日付で公表した「農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理」の中で、「2. 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点(2)袋詰め玄米及び精米の表示要件の『主な論点等』」の一つに「未検査米に三点セットを表示する場合には、米トレサ法の活用などが考えられるが、これを品種及び産年の表示の根拠とするためには法改正が必要で、かえって規制強化や現場でのコスト増になりかねない。ただ、今後の課題として、農産物検査に頼らない表示について検討する価値はあるのでは。」とある。

右について、以下質問する。

- 一 この論点に対する現状認識について伺う。
- 二 平成三十年十二月五日の衆議院農林水産委員会において、未検査米が一部主食用米として流通している状況について、平成二十九年産主食用米の生産量、約七百三十一万トンのうち、実際に市場に流通する未検査米は百数十万トン存在するという答弁であった。この未検査米は、くず米業者が農家から安く引き

取ったものが割高で販売される実態があり、三十万トンから四十万トンが主食用米にブレンドされていると言われる。「複数原料米」「国産100%」などという表示が現行の制度で可能であり、消費者は安くくず米が入っているものを見分けることができない。

一等米になるように調整されたくず米がブレンドされ、結局主食用米に回っている実態について、吉川農林水産大臣は、「消費者の皆さんに偽りの販売のような形になるということは、これは絶対避けなければならぬことでもありますので、こういった方策ができるのか、これからも検討していきたい」と答弁しており、「主な論点等」に示された対応が求められるところであるが、見解を伺う。

右質問する。